

2/14^日 前橋市長選挙

大切なあなたの一票を市政に

2月14日(日)は前橋市長選挙の投票日です。今後の市政の方向を決める重要な選挙です。あなたの大切な一票を無駄にせず、必ず投票しましょう。

問い合わせは 選挙管理委員会事務局 ☎027-898-6742



■選挙の日程

告示日 2月7日(日)

投票日 2月14日(日)

■投票時間・投票所

午前7時～午後7時(三夜沢赤城神社氏子会館・西大河原集落センターは午後6時まで。大洞区公民館は午前8時～午後6時)。

投票所 市内101カ所

■投票できる人

平成8年2月15日以前生まれの人で、昨年11月6日以前から本市の住民基本台帳に引き続き記録され、選挙人名簿に登録されている人。

■転居した人の投票

●市内で住所を移した人

1月21日(木)以降に転居の届け出をした人は、転居前の投票所で投票を。

●市外へ転出した人

投票日まで他の市区町村へ転出した人は、投票できません。

■代理投票

体が不自由で字を書けない人は、投票所の係員が代わって記載し、投票可能。投票の秘密は厳守します。

■点字投票

目の不自由な人は点字で投票できます。点字投票用紙と点字器を用意します。係員に申し出てください。

■投票所入場券を郵送します

投票所入場券は三連で折りたたみ式の圧着ハガキ。1通に4人分の入場券が表示されています。両面を開いて入場券をミシン目に沿って切り離し、投票所へ持参してください。有権者が5人以上の世帯へは、複数

期日前投票所		
施設名	期間	時間
市役所(1階市民ロビー)	2月8日(月)～13日(土)	午前8時30分～午後8時
城南・大胡・宮城・粕川・富士見支所、上川淵・下川淵・芳賀・桂萱・東・元総社・総社・南橋・清里・永明市民サービスセンター		午前9時～午後8時

■期日前投票

市内16カ所(2ヶ表のとおり)に期日前投票所を開設。投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない場合に、宣誓書に記入し、あらかじめ投票できます。どの期日前投票所でも投票可能。入場券を持参して投票してください。

●不在者投票

不在者投票は、投票所へ行くことが困難な重度の障害がある人には、自宅で投票できる「郵便等による不在者投票制度」があります。この制度を利用するときは、事前に市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。対象は次のいずれかに該当し、自書ができる人です。

■郵便などでの不在者投票

投票所へ行くことが困難な重度の障害がある人には、自宅で投票できる「郵便等による不在者投票制度」があります。この制度を利用するときは、事前に市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けてください。対象は次のいずれかに該当し、自書ができる人です。

■身体障害者手帳に、両下肢・体

①身体障害者手帳に、両下肢・体

●候補者ポスター

候補者の選挙運動用ポスターは、公設ポスター掲示場に掲示します。

●選挙公報

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、2月10日(水)の上毛・朝日・毎日・読売・産経・東京・日本経済新聞の朝刊に折り込む予定です。これ以外の新聞を購読していたり新聞を購読していなかったりする場合は、市選挙管理委員会へ連絡してください。選挙公報を郵送します。

なお、市役所、水道局、各地区市民サービスセンターなどの市有施設、JR市内各駅、上毛電鉄中央前橋駅、各郵便局などにも設置します。

●選挙公報点訳版

点字版の選挙のお知らせを希望する人は、2月10日までに、市選挙管理委員会に連絡してください。

●投開票結果はホームページなどで

投開票結果は、市役所西玄関に掲示。本市ホームページでも速報します。開票は午後8時20分から五中体育館で行います。

幹・移動機能の障害が1級か2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害が1級か3級、免疫・肝臓の障害が1級から3級までの記載がある②戦傷病者手帳の場合、両下肢・体幹の障害が特別項症から第2項症まで、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害が特別項症から第3項症までの記載がある③介護保険被保険者証の要介護区分に要介護5の記載がある。

また、①から③までのいずれかに該当し、身体障害者手帳に上肢が視覚の障害が1級と記載されている人と、戦傷病者手帳に上肢が視覚障害が特別項症から第2項症までと記載されている人は、代理記載の制度もあります。

投票用紙の請求期限 2月10日(水)

(必着) まで

●市外に滞在している人

投票する資格があつて市外に滞在中の人は、滞在する市区町村の選挙管理委員会を通じて、不在者投票ができます。本市か、滞在する市区町村に問い合わせ、早めに手続きしてください。

個人番号カード利用で便利にお得に 住民票の写しなど コンビニで



問い合わせは 証明書の発行については市民課 ☎027-898-6107
個人番号カードについては同課 ☎027-898-6172

1月29日(金)から、個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアで住民票の写しなどの証明書が取得できるようになります。交付場所が増え、利用時間も長くなりますので、さらに便利に。利用者証明用電子証明書が格納された個人番号カードを使い、多機能端末(キオスク端末)に4桁の暗証番号を入力して操作。書類の記入は不要で、手数料は市役所窓口などで申請するよりも100円安くなります。

利用時間 午前6時30分～午後11時
取得できる証明書・手数料 住民票の写し・印鑑登録証明書 1通250円

利用できる店舗 全国のセブン・イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、セブンオンのうち、キオスク端末が設置されている店舗
その他 15歳未満、成年被後見人は利用できません

■個人番号カードの取得方法



個人番号カード

個人番号通知カードに同封された個人番号カード交付申請書に記入し、顔写真を貼付して同封の返信用封筒で郵送。初回交付手数料は無料です。詳しくは通知カードに同封されたパンフレットや、本市ホームページをご覧ください。申請書に記載された住所や名前が変わった場合や、紛失したときは問い合わせてください。